

☎は問い合わせ先です

### 異常気象災害による市県民税、国民健康保険税、介護保険料の減免申請について

本年夏期の異常気象による農作物の被害に対し、心よりお見舞い申し上げます。

市では、本年の農作物の減収による損失額が平年に比べ30%以上（ただし農作物共済金は収入として計算します）である場合、前年の農業所得に係る市県民税、国民健康保険税の所得割の一部および介護保険料を減免することになりました。

●対象となる方  
（次のすべてに該当する方）

①市県民税、国民健康保険税の所得割または介護保険料が賦課されていること

②農作物の減収損失額（農作物共済金は収入として計算）が、平年における当該農作物による収入額の30%以上であること

③前年中の合計所得金額が一千万円以下であること

④前年中の合計所得金額のうち、

●申請受付期間  
12月8日（月）～12月16日（火）  
（土・日を除く）

●受付場所・時間  
各「農業所得収支計算説明会」  
（15頁参照）会場にて受付します。  
\*12月10日（水）および12月15日（月）は市庁舎1階税務課窓口で受付します（8時30分～17時15分）。

●減免については、申請が必要になりますので、期限までに提出してください。申請内容を審査の上、減免決定となります。



### 私道などの整備に対する助成制度のお知らせ

市では、舗装など、私道の整備に必要な工事費について、工事費の75%以内で助成する制度を設けています。

■該当する道路の要件

- ・私道などの幅員が4m以上で延長が35m以上であること。
- ・私道などの一端が市道などに接していること。
- ・私道などに5世帯以上が面していること。

●建設課道路管理係  
☎22-13326

### 国保税Q&A

Q 国民健康保険税額が変更になりました。どうしてですか？

A 国民健康保険加入者で、次のような場合、届け出された翌月以降の納期分から税額が変更になります。

- ①職場の健康保険などに加入または脱退した場合
- ②お子さんが生まれたとき、国保の被保険者が死亡した場合
- ③転出や転入の届け出をした場合
- ④修正申告などにより、所得金額に変更があった場合

なお、税額に変更が生じた時は、変更後の納付書を送付します。税額を確認の上納付ください。

●税務課国民健康保険係  
☎22-13313

### 福祉プラザやまぶきをご利用ください

一般利用（有料）や障害者との交流、各種社会福祉活動などにご利用ください（減免制度あり）。

●使用時間 8時30分～21時まで  
（土、日、祝日の利用もできます）

【ふれあい室】  
集会、会議などに利用ください。

【陶芸工房】  
電気窯、土練機、ろくろなど各種陶芸機器が揃ってあります。

●利用申し込み・問い合わせ  
福祉プラザやまぶき（南町）  
☎26-2243

●障害者定例相談会を福祉プラザやまぶきで実施中

●対象 知的、身体に障害がある方またはその家族や友人など

●相談内容 どんなささいな事でも相談に応じます。

●相談日時 毎月第2、第4水曜日の13時～15時まで

●福祉事務所社会福祉係  
☎22-1400

### 国民年金からののお知らせ

■国民年金保険料は税金から控除されます

国民年金の保険料は、所得税や住民税を計算する際に、全額が社会保険料控除の対象として、所得金額から差し引かれます。

控除対象は、平成15年1月から1年間に納めた保険料の合計額です。過去の未納期間分を納めた場合や、免除期間分を納めた場合も対象になります。また、国民年金基金の加入者についても、掛金全額が控除対象になります。

●確定申告される場合は、忘れずに控除手続きを行ってください。

■年金受給者死亡の際の届け出はすみやかに

国民年金や厚生年金保険受給者が亡くなったときは、遺族が「年金受給権者死亡届」を社会保険事務所へ届けなければなりません。この届け出が遅れたり、忘れたりすると、死亡後も年金が支払われてしまい、後日過払いとして返還していただくこととなります。

●加入できる方は？  
A 20歳以上60歳未満の自営業の方など、国民年金の第1号被保険者で、保険料を納めている方です。

※農業者年金加入者および付加保険料納付者、保険料を免除されている方は加入できません。

●宮城県国民年金基金  
☎0120-65-4192

●社会保険事務局大河原事務所  
☎0224-51-3111

●市民課国民年金相談係  
☎22-13312

### 障害者スポーツ助成事業を大いに利用しよう

市では、心身に障害のある方に心身のリフレッシュや社会活動を促すよう、スポーツ施設利用料金の一部を助成しています。お気軽にご利用ください。

■利用できる方 次の手帳・証書などを持っている方本人と、介助者の方1名

- ・身体障害者手帳
- ・療育手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・特別児童扶養手当受給者証
- ・特定疾患医療受給者証

●対象施設 益岡公園、白石川緑地、岩崎公園庭球場などの体育施設

●利用方法 施設の窓口で手帳または証書などを提示し、介助人も含めた障害者スポーツ利用助成券の交付を受け、使用料から助成額を差し引いた額を納付ください。

●福祉事務所社会福祉係  
☎22-1400

### 高齢者無料バス乗車証の申請について

市では、満70歳以上の方々に宮城交通バスおよび宮交仙南バスの無料乗車証を交付しています。今年4月以降に満70歳になった方も随時申請できます。

●申請場所（随時受け付けします）  
☆白石・福岡・大平地区の方  
市民課総合窓口（市庁舎1階）  
福祉事務所総合福祉センター内

☆その他の地区の方  
各事務連絡所

●手続きに必要なもの 印鑑

●福祉事務所長寿福祉係  
☎22-1400

### 農業所得収支計算説明会を開催します

平成15年分の申告（平成16年2月～3月申告分）から、農業所得は、原則「収支計算」による申告となります。

市では、次の日程により収支計算による農業所得の申告の方法などについて、説明会を開催します。今回から収支計算を始められる方などは、ぜひ出席ください。

●平成16年の申告相談は、収支計算による申告者が現在の3、4倍になることが予想され、申告が従来より長いかかると見込んでいます。相談時間短縮のため、申告者本人が領収書をまとめた上でご来場いただくようになります。

●税務課市民税係  
☎22-13313

### 農業所得収支計算説明会日程表

月日	会場	午前(9:30~11:00)	午後(13:30~15:00)
12月8日(月)	斎川公民館	斎川1区～4-2区	斎川5区～8区
	大平公民館	大平1区～4区	大平5区～8区・城南の丘
12月9日(火)	越河公民館	越河1区～5区	越河6区～10区
	大鷹沢公民館	大鷹沢1区～6区	大鷹沢7区～12区、田中
12月11日(木)	白川公民館	白川1区～3区	白川4区～7区
	小原公民館	上戸沢・下戸沢・冷清水 赤井畑・大熊・塩倉	東・中北・新町・猿鼻・赤坂 湯元・明戸・小久保平
12月12日(金)	福岡公民館	上原・下原・山ノ下・沖 鎌先・弥治郎・大綱	山根・八宮・芹沢・蔵王 不忘・川原子
	深谷公民館	西区上・西区下	東区・南区・北区・三住
12月16日(火)	市庁舎4階大会議室 (①9:30～11:00②13:30～15:00③18:30～20:00) 白石全地区、滝上・滝下・尾籠・岩ノ下、上記日程で受講できなかった方 ※各回とも同じ内容です。都合の良い時間帯で受講してください。		